

会員の
 皆さまへ

個人情報の取り扱いには 今まで以上に注意が必要です!!

2017年（平成29年）5月30日より、個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）が改正されます。

ビジネスを行っている会員の皆さまに個人情報保護法が適用されます。

皆さまがお持ちのお客さまや会員の方の個人情報を適切に取り扱っているかを次の5つの基本チェック項目でご確認ください。**全てYESに丸がつけば問題ありません。**

5つの基本チェック項目

1. 個人情報を取得する際のルール

個人情報を取得する際、何の目的で利用されるか本人に伝え了承を得ている。

ナチュラループラスのビジネスに関係する活動に使うことを、具体的に本人に説明し了承を得ている。

（例）「ナチュラループラスに関連するご紹介や、お誘いをしたいので連絡先を教えてくださいませんか」

YES

NO

2. 個人情報を利用するときのルール

取得した個人情報を決めた目的（1.で了承を得た内容）以外のことに使っていない。または、決めた目的以外で使用する場合は、本人にあらためてその目的を説明し了承を得ている。

YES

NO

3. 個人情報を保管するときのルール

取得した個人情報を安全に管理している。

■個人情報をパソコンで管理したり、名簿などでまとめたりしている場合、

- ・電子ファイルは、パスワードを設定し、ウイルス対策も行っている。
- ・紙媒体は施錠し保管している。

YES

NO

4. 個人情報を他人に渡すときのルール

取得した個人情報を無断で他人に渡していない。

■個人情報を他の方（グループの方やアップの方など、第三者）に渡す場合は、本人の同意を得るか、最初の利用目的でそのことを伝えて了承を得ている。

YES

NO

5. 本人から個人情報の開示を求められたときのルール

「自分の個人情報を開示してほしい、または訂正してほしい」とご本人から言われたらすぐに対応している。

■本人からどのような個人情報を保有しているのか、目的は何か問われた場合は、正確に答えられるようにしている。また、情報の訂正があった場合は速やかに対応している。

YES

NO

全部YESでなくても、YESになるよう対応すれば問題ありません。詳しい解説は裏面へ

解説 個人情報保護法※の5つの基本チェック項目

個人情報とは

生存する個人に関する情報であって「特定の個人を識別することができるもの」をいいます。氏名とひも付けてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。

【例】個人の氏名、住所、連絡先、メールアドレス、ビジネス状況などを管理していれば、それらは全て個人情報となります。

1 個人情報を取得する際は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

個人情報を取得する際は、何に使うか利用目的を特定し、その目的を本人に伝え、了承を得る必要があります。

《個人情報利用目的》⇒(例)『ナチュラループラスの製品ならびにビジネスなど、ナチュラループラスに関連するご紹介や、お誘いをしたいので連絡先を教えてくださいませんか』

2 個人情報は、決めた目的以外のことには使わない。

取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。

(製品の案内を送るために取得したお客さまの連絡先を使って、事業説明会などのビジネスの勧誘はできません。)

そのため、個人情報の取得にあたっては何に使うか、利用目的をしっかりと考えた上で、可能性があるものは本人に説明し、了承を得ておきましょう。

すでに取得している個人情報を特定した利用目的以外のことを利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

3 個人情報は安全に管理する。

個人情報をパソコンで管理したり、紙媒体で名簿などにまとめたりした場合は、安全に管理する必要があります。

(電子ファイルであればパスワードを設定する、ウイルス対策をする。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。)

ナチュラループラスの活動のために保有している個人情報を私的に使ったり、公開や口外したりはしない。第三者が閲覧できるような状況にはしない。また、本人からの個人情報の利用停止や削除の依頼には速やかに応じましょう。

4 情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

個人情報を他人(本人以外の第三者)に渡す、教える場合は、原則、本人の同意が必要になります。個人情報の取り扱いは信頼関係の基本です。

5 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

保有している個人情報について本人から開示や訂正などの請求には対応しなければなりません。その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

※個人情報保護法は企業の個人情報の取り扱いルールを定めた法律です。

2017年5月30日に改正が全面施行されます。現在、適用除外とされている小規模事業者(保有する個人情報が5,000人以下の企業)も、法改正により2017年5月30日からは個人情報保護法の対象となります。弊社の「プライバシーポリシー」「個人情報ガイドライン」も確認し、**個人情報を適切に取り扱い、細心の注意を払っていただきますようお願い申し上げます。**